

令和 5 年度名古屋市教育委員会第32号議案

公所と称する規則等の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

名古屋市子ども適応相談センター条例の一部改正及び組織の最小単位の拡大等に係る制度改正に伴い、組織名称の変更等が生じるため、規定を整備します。

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

3 規則案

別紙のとおり

(令和 6 年 3 月 22 日提出 総務部総務課)



公所と称する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 号

公所と称する規則等の一部を改正する規則

(公所と称する規則の一部改正)

第 1 条 公所と称する規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
次に掲げるものを公所と称する。 (略) <u>子ども適応相談センター</u> (略)	次に掲げるものを公所と称する。 (略) <u>教育支援センター</u> (略)

(名古屋市子ども適応相談センター処務規則の一部改正)

第 2 条 名古屋市子ども適応相談センター処務規則（昭和63年名古屋市教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
<u>名古屋市子ども適応相談センター</u>処務規則 (所属) 第1条 <u>名古屋市子ども適応相談センター</u> (以下「センター」という。)は、新しい学校づくり推進部に属する。 (所長その他の職員) 第2条 (略) 2 (略) 3 所長に事故があるときは、<u>事務係長</u>がその職務を代理する。 (組織) 第3条 センターに次の組織を置く。 <u>事務係</u> 教育相談部 <u>適応指導部</u> 2 <u>部及び係</u>の分掌事務は、次のとおりとする。 <u>事務係</u> (1)～(3) (略) <u>(4) 部の主管に属しないこと。</u> <u>教育相談部</u> <u>(1) 不登校児の教育相談に関すること。</u> <u>(2) 不登校児の心理療法による治療に関すること。</u> <u>(3) 不登校児の相談に関する調査研究に関すること。</u> <u>適応指導部</u> <u>(1) (略)</u> <u>(2) 不登校児の指導に関する調査研究に関すること。</u> (部長等) 第4条 部に部長、<u>係に係長</u>を置く。	<u>名古屋市教育支援センター</u>処務規則 (所属) 第1条 <u>名古屋市教育支援センター</u> (以下「センター」という。)は、新しい学校づくり推進部に属する。 (所長その他の職員) 第2条 (略) 2 (略) 3 所長に事故があるときは、<u>所長補佐 (事務)</u>がその職務を代理する。 (組織) 第3条 センターに次の組織を置く。 <u>所長補佐 (事務)</u> 教育相談部 <u>子ども支援部</u> 2 <u>センター</u>の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 不登校児及びその保護者の教育相談に関すること。</u> <u>(5) (略)</u> <u>(6) 不登校児の相談及び指導に関する調査研究に関すること。</u> (部長等) 第4条 部に部長を置く。

2 部長及び係長は、上司の命を受けて所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	2 部長及び所長補佐（事務）は、上司の命を受けて所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
---	---

（名古屋市子ども適応相談センター条例施行規則の一部改正）

第3条 名古屋市子ども適応相談センター条例施行規則（昭和63年名古屋市教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<u>名古屋市子ども適応相談センター条例施行規則</u> （趣旨） 第1条 <u>名古屋市子ども適応相談センター条例</u>（昭和63年名古屋市条例第57号）の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 （休所日） 第2条 <u>名古屋市子ども適応相談センター</u>（以下「センター」という。）の休所日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時の休所日を設けることができる。 （1）～（3） （略）	<u>名古屋市教育支援センター条例施行規則</u> （趣旨） 第1条 <u>名古屋市教育支援センター条例</u>（昭和63年名古屋市条例第57号）の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 （休所日） 第2条 <u>名古屋市教育支援センター</u>（以下「センター」という。）の休所日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時の休所日を設けることができる。 （1）～（3） （略）

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。